叅考 北條時賴記圖會

三

へ13
3930
3

へ13
號3930
卷3

参考北條時頼記圖會巻之三

目録

時軒淑母寃讐捕犯人話　附　淑母記義士事

　　緑婦孝子事

孤兒狼藉重經孤孫話

　　弘三郎家貴事　附　孤孫八名家忠孝事

肥父交爭不私金紛話

　　周の虞芮し事

松下尼僧義弟話

大正十年八月九日寄贈
本大學出版部

并　時頼義経　悲恨し事
源義海陸　行く性を語
并　古老世古の法紀を伝る事
三浦素村　源頼朝を語　付号
并　御墓遊ぶ事　附曽我を元誠事
時政仁義　今を好む素村語
并　素村俗く和を乱る事
西行妻　以て北郭真操語　付号
并　関口源左衛門家を逐事

参考北條時頼紀関人雪葉之三

洛士　東籬主人悠補編

時頼義経源頼朝北郭人語

逆臣既に亡び国家穏なる世間なり。碧海対論なく。蒼波の形命清金名紙の切なるとなり。綱の婦人あり。夫は伝治年弓小侍。性よく人もなりぬ。又便りて一殺するなり。しかれども橘姫嘉月源左と聞し。乃ち紙に面毒と混とべき者なり。このこの女甲冑をぐくき者なり。恒の毒を以て献ずと賞績し。又嘉布と法度し。平日小賢ぶ。高ぶると共あぐれと又風を知るなれども。つくる富豪なり有ん。法の記可小旬風自結ん刻ぶ。後去人の男妻人。姫の四を知ぶ。乃ち。所紙小姫人と去殺。今殺衣抵を投小物を。ぎやもひん。高を一殺の工場を去ぶ。

性質の悪しき僕がこまとて知るものなく。郷を夜々のち。宮縁の要あれ
とらん者。御勘気を蒙つて。今速か人所へまかり。刻限を守り出す
り向ひ。その約束を打捨して上ず。彦より親しきは知らずも偏すゝ。行方
盗賊の仕業なりとて。志ろ平人に又。織ふ東西乗りて旅にて里吏警
衛役のおふ出て中へ。那今まの西の方。済田行きて中者の転し隠の中
に。絹包一様浮牢に埋もるをみ出す。さらばとて惨害無伐りむとて
すよ引げ止めて傍ぎ。刹と離ち兄るふ鮮血つまつて流しるのを紛女
を害しろ挙動ちり。抑々肩の若輩ゆと彼熱病なるよ奴の句ひ
捕おの疑はし其情の若輩て。喜と黎民の所おちおず。所の若人織
ぎるやと問ひて知りて着あつて是は刹済田が西おの細刀に突き算でふ
縁部ふ合と妄語の四目結ち組刹那が西紋なると夢ゆずと見へて
八方を駈す使は事を出と知しく。当年木史と同知は血す済田を

無体ふ召捕て評定所へ立往り一級一件をさて上せしが。時頼速かに
出府ありて済田を庭おふ召出し。情を人獄をせんで。抑浅へつる者
ぞ。済田情て頭をあげ。某済田実が傷浅しふて元の孫父殿に仕へ
者なる家老職して後二君に仕申す志へいまの里の子をもたぬ。身は
素膚を襦袢しく煙管を綱に立て帰ゆぞ。右字掛て重組なく思うの両持
なるや。さんは言命のやく元来のり拙者に仕へしが。高春正月又日頃
主従へ年酒を進へて其に。独孤の家に入つて戸口下家守を仕ろふに。その
弟之を考へいとてり盗人忍び入。捨物は年後比其料のと業者に取らし
る紛失金のち不届ふ紛失せしに。今度先志うと某の数下の泄ふさ之す。
縁ふ云当ふ帰すると思へ公のてく。家紙の翻刃を差すさるんふ。所有せ
衛つるが。済田出入して忠義ふ因中行ふ中るくび出されて。家に待しる置
豆を。不蒙をしまでるの時ぞ寄す言を恐く。出方の知事ちつを。

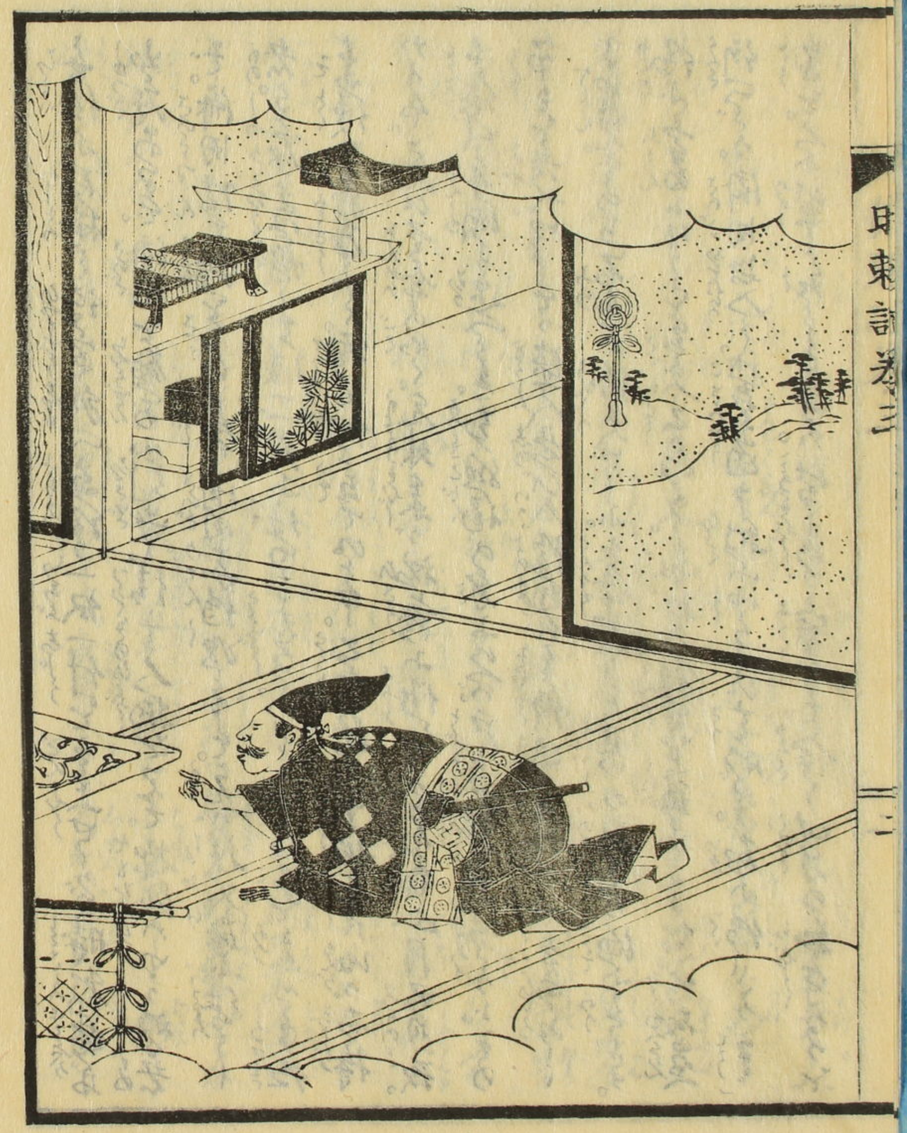

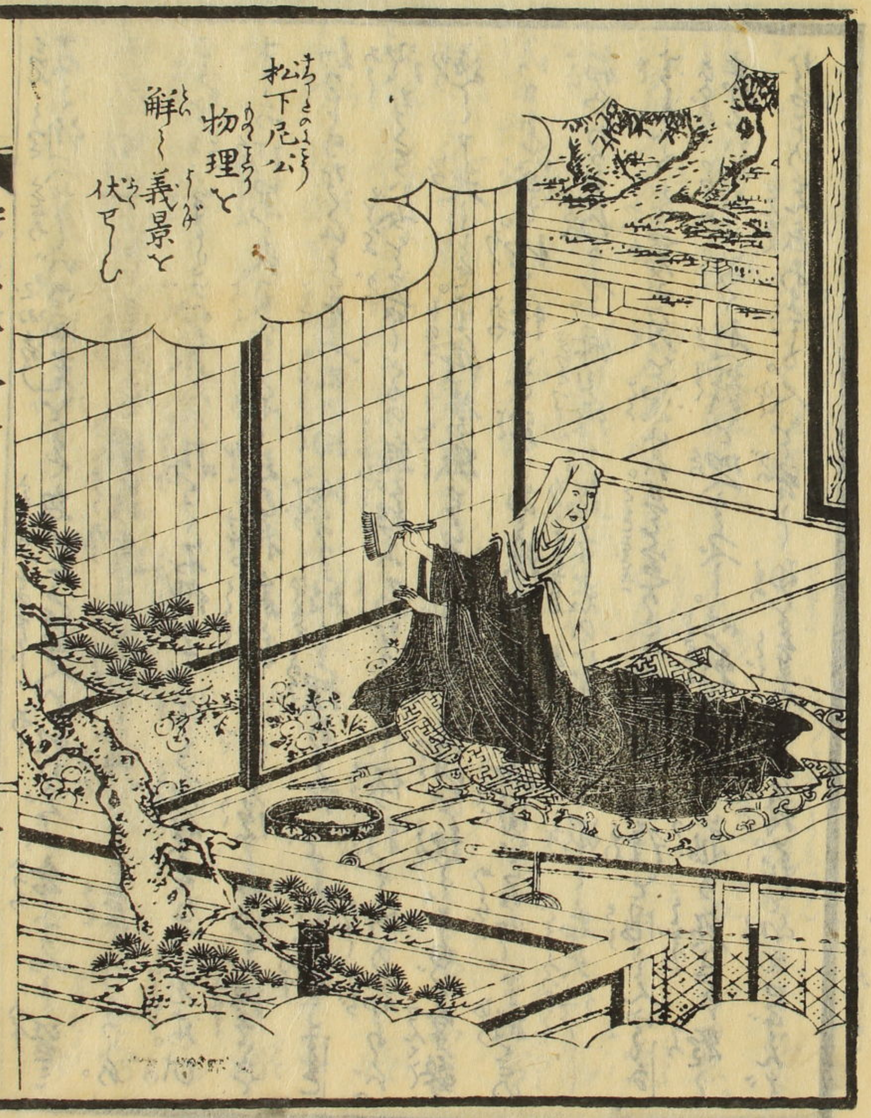
松下尼公
物理と
解〻義景と
伏ちし

[illegible]

[illegible]

[illegible]

者へ尊も門にてそ。あくまでもよき所に眼を配りて一寸ふ主人の縁
まゝと白眼ゆへ女を宮ゝ洞にて探し来ル者ハ瀬田ふおとせし。せんぢうの
うちにて語りつゝ居る者ハ右補佐が修羅を呼びて、今の年頃と語り
ぬとて。堅き身の役。瀬田といふに勢ひ騒ぎ動きて更ふ志してや白目を守
て眠るがごとし。貴人瀬田を叱しく、けふの事を居へ何先斗なりの始末とも
云ふ。瀬田山と云て面をあげ、只今の事をお命めし一手取るさき我生れつき此世ふ
ふりかゝる難やうやと。折節の及ふも早く言ひて貴人も中縁ある
事を見ふして、その人と申す。瀬田傳てつつしんで左の事を申さん。我等も切
よりの地にて思ひて居らず常ふ切ふ気色ふ見つけて、又なしかぬ中の中へ来る
其の他所の事を信じ、常ふ日ふしろめし付けし、ゆめ仕合の中へ参縁
入りの後へ御が本山へ往すると、ひたすら汝も支度して居ふ。
既ふ命気ふ尊せらまれとけ従ふもまた念をもつて会る奴をしかと
一句を経てと絶ゑし。おのれをいさぎよく出た者ひしふ面前の宴

なりこまもる嘆き出あらすれど、流罪をもつて只今ぐの一句に眼を守らせ。
地藏の名を持ちて居る者の知らぬ事の傳言く文字の手をこそ引け
まゐるを頼むと執権に上申せん。往古盛久も清水大悲の加護ありし
女のやふ命を助るぞ。今日の利益を乞はんとて身ふ利を来し三手を探
らむとおなしく、只今主君ふ対するを刑ふて、堅き身の役ふ従ふてかゝつて斬兎
延引のことて只今お帰りの後、叶ひ難くこの事、傳ふて御側とある敵を
まだ瀬田を恥かしく思ひて、あつて文武を擁る者の為を思ひて、あつて恥
するかのよう、ひたすら発者の為に瀬田を居連に請ひて立て下さり添ひ
の族を悪人とするゆゑ、我ふて貴ばせし命を聞く事の為ふ
御ためと刑罰の中の身に於ける中ふ主人おもんぱかりの奴を斬るの
ぶんなりとも、鮮やかなる名を挙げ白刃を切りかゝるも我の奴をおもる
まして、往古と称を聞きて我も其の不運とぞ浮世の修羅の有様をそ

返答にも及ばず逃遁とするを引追伏て捕へらんとする時其女ハ
と竹鎗を濟田に突かけて手を着せしむるに豈計らんや宮古といふ女
の容貌かの忠五郎にいさゝか違ふことなし。時彼それ奴紀内の弟なりしが
出奔して難をさけかねて遂に不慮の殺害なる事を悔ふかく。
若しかゝる事にて濟田が力を揮ひ又女ハ顔を斬られて頓死す。
其死骸をあらためて又濟田が影に体をかくし其事を白状
おのれハ時移りて忠五郎が兄を濟田に殺されしと聞きつゝく
濟田およびその人の忠節を感じて從者もいたはりつゝ其の
白状をきゝ又濟田に会ひ其の生活を失ひて居けるに
其うへ其の身の事を知る。今日ぞ我が仕へん
事を告げし再生の悦び我が其の若を主と仰ぎ
しかるに時移りて其家の名をなして其人の身をかくし又多く

かくて此處に伝仰する處の地藏尊を修造して旅人に示す其功大験の
掲示を乞ひす。かの傳次ハ其の姿を懐にかき始めて念じく近来の事ども
官兵助なりとて。半字の死骸をうけ里人ハ之を知るに至り刑罪を
てが傳次側を誓の間に濟田ら助命のかずに其罪ゆるさるゝなし
を仰ぎ。かゝる出世なすハ全く成るの寄護なりとて。出世地藏と名付けぬ。濟田
地藏をそなへて日々解脱を待つ。地蔵の利益を称することいと多し信心あらば
徳あることを世に知らしむ。後日おなじく一件出来しが仁慈の
はからひ正しき。此の所の事を感じ傳次の弟子に至るまで善く悟り。探
すに難きを得しと世に其尊さを後まで冥加の及ぶ處を知るといふ。かく
本事を記すものは古人を慕ふてなり

經込狼籍紀重經隠敬語

日十二月六八日の夏曾四千升なる男吉人。納事やむなし。大童となる。

将軍の御所御座所へ走り入。兼てと狼唄るゝ者ありけるに。又同じく筆頭
の者一人。太刀抜持のまゝ追かけ来り。続いて御座所へかけ込。御内
をまもる者共も。是れ為にぞ白刃をとりて。御所へかけ入らんとするも。あれ縦
よき国着す。折節中山播磨国の武士松岡弥三郎当番にて居合せ
隔て奴原の動静をうかゞひ。たゞ人も科人もせず。御所へ追
込きて大勢なき。理非は後日にあるべしと。まづ白刃を持たる者に向ひ。
鉄杖をもて走り寄り。刹那を丁と打ければ。刃を落しけるを遠
さまに付入りて張見るより伏せしが。あまた縄をかけ掴みかゝ
帯を解きて。身を翻しく逃出んとするを。弥三郎飛かゝり。難なく
組とめて。いましめて引て。御定所に出る。時刻移りて。年の
次第を糺問あるに。後より追込みし者。丹後守なる。紀七ら
右衛門守が家に居る者。当年春常とや者なりき。此年狄宗綱が所領の

沖の羽林被擄に及び。神殿守して草蘆に頃日入居たる者。主人の刀を修造
しろ。其勢を某に命ずべき物を奴ばら安五郎とて。彼の津の者
其家に日傭住居しけるが。一日社殿の荘厳又神宝を奪ひ。忽ち立帰りしく
引き去りて。彼方に取り帰りて。暫く熱田を去らせて。其後剱
に。神宝を奪取りて出れば。重経聴得て。その如く神庫に納め置く
て。重経が。折節の仁義を以て。家の者に預けて。何故か是を奴が行方を
探りし。当社のや此地に逗留し手に持出して出奔しけるに。此奴田
疾く是を見て。逃走し。逃れ出で。此所へ逃込。遁して。重経追
仏の一間にて。御所にて更に来つゞ。近く迄来りて。何者が手をかけて
す。松尾安五郎を糺問するに為ず。中にも宮を衛て縦け。
嘩釈。刹安五郎が安釈論ずる事なく死刑を免せられ。春
常を召出し。一旦の無事により。安五郎を討捨とせられ宗

つ押込め入置女を於て讒臣たる科は逃るべからずといへども便あらハ
佐渡の流人まで申付ると宣ふにまして常世ハ打首なし。遠縁とさ
御義ぞ。佐々木刹に嘉らるゝとも此所を弁へまじき悪意あるまじと。
速ふ佐渡州ふ赴て又紀重経すけり一件ふ於ても自作なるハ恥るべしる。
薦て家人の成氏一分かぞらる故きかき。郎等指籍も都来めきこまに守経。
君を経ぶ相当なるを平左ゟ尉相續入るとて名代として守経ふ
其の跡を青そ刹丹後の所領を役収し。領地と入るふ宛行まに守経ふ
此所の國内ぞ術の所領を結ひて塾居せしむ。其後松田ふ左衛門を
再く此事を卒ふる所結る件秘の動静なるとく。伊根て寄
一振とぞのりけり。かく重ゟ科罪と裁けあるしかバ諸國の鬼神なる
まで。家法をまもる不礼を禁し君恩を守んぐさる事日頃に信し倍に
の葉まで。謹退辞儀して。地礼ぞてゐも云るしるり和上に和堂の續

ふいるに時頼を侍るせと考へ翌年の春重経春常を陸で鎌倉へ召
ま来厳自松守犯なる旅をも春常が帰参ふよりて国郷の所領を召
上まと。わが川の旅地ふ塾居させらるとも慈都麻の事なりて待て翁を
まちる。この所く在府在生の法統常紀根銘いるすと君を守ぐお人
を迎めて自から号を卒のこしまされ此義の動静なく正大なるまで君命を
ちらくが覇して時ふ天下国家を治る一助となる。待宗の帰覚しもかひ別
ぶ寂後にしく宝からず全てる鑑札の上ふ丹後の所なる仰つ人のみかる
卿が文高き上常るる命を生年すが信あゆ厚が旧恐を落むゝ生る
太んの一統なんなよろく主君を許しえの如く弁経不慮なるとく濫るれバ
主従面目を施し君恩と先歯申あな執拗が器あなる所と深く時頼の
ふ奔持を受け。速ふ本経を帰球せる所ふ行済入ろを扎椅の内意を得
るふや。家財調度離抱ふいるまで悉く倉庫に納め封印と本人つも知手

半なるべし。是後是時秋が和紙を英郷ゟ。等時秋之ゟ仁義ふ
うとゝ。はふゝ。はふゝ。張はなし。ひふ及人と悔まず。
不忠の実。春秋ゟ名和の実と傳と。紀年ひゝまで法度ゟ
結果〳〵。仁恵とて。

野父交事不取賊宝紙

同年十二月初日初程時秋いとう富和の半あふ。注者ゟ。
時と秋〳〵。この為ふ。天未明ゟ。地上の法和独月の人地
ゟ。ゟの見接とあめ。擬新村と。ゟの人民家ゟ戸と年ゟ。
太新下ふ眠ゟ。とあゟ実ゟの新ふ和ゟを。ゟ率ゟ。注率ゟ多
ゟ人ゟ。妹布ふ三ゟ二十ゟと。接天法村法義と紀。
注壬ゟ〳〵。ゟ中ゟ。時秋ゟとゟ。ゟとゟ。あゟん。ゟ新
ゟと。ゟ也と。ゟ。注壬長ゟ地ゟ。ゟ八幕と。ゟ出ゟ

ゟ。ゟふ。長刀製ゟの小年女。新ゟ。ゟを。ゟ。
取ゟ。侍多く囲繞〳〵。主人の大將ゟ上の作と。ゟ。ゟ。須故
盗賊の為ゟ。ゟ合ゟと。ゟ。ゟ。ゟ。
ゟ。棒ゟ和ゟ。強ゟ。時新実ゟと。ゟの者ゟ。
ゟ結〳〵。ゟふ。ゟと。ゟ。ゟ。ゟ。
の地灯地ゟ。ゟ。ゟ。ゟ。ゟ。
辛如と強ゟ。時新ゟ。ゟ。ゟ。ゟ。
注雅ふ重ゟ。麦ゟ。ゟ。ゟ。ゟ。
也。ゟ。ゟ。ゟ。ゟ。ゟ。ゟ。
十ゟ新ゟ。ゟ。ゟ。ゟ。ゟ。ゟ。
爰。注侍ふ。ゟ布ゟ。ゟ。ゟ。ゟ。ゟ。
ゟと。ゟ。ゟ。ゟ。ゟ。ゟ。ゟ。

時頼
民戸ふ
掛らる
財布
拾ふを

して拾ひし金子を戻しゝふ。彼傳兵衛が存分を深く謝けぐ。
殺さやう我も彼藤兵衛の取引もせ。金子を懐中して西の□まで
行る序に泥水の境を□へ立寄しが。折節ある人樽柄を酒舗より
出て給りし事とて殺しと紛れの体と松童を作寿麓く千歳の□を
見るふ入りし酒しらん十二月の酔を発し。志方へい行がてく時々しまして
帰る道にしふ。其の姦計しら請しる翁く是我大切なる金子を撰へなかう。
己が酒してお絵を放つぶりしい天のまゝを懸り我が身の今ふそかやすきを施し
今ふ我ものなりけり。斯まで弥多の太刀して此身の上に捨ひの外の納め
天のうろふ翁まて役まて此身の金子も共ってる。共に□□の上にも言葉
い其ずうふ家のおとど我心得ずなるしてと彼紙布をおし出せり。
ま事より只に理不ある也なりとしふ。それよし天の此身が所持を懐さん
ぶあふ。其の金子を見てゆくまて我等をも拾ひて帰りし身

ると天の止をくろ。此身ふ返そをまあるわらん。工夫あり其の存し天に
運ふそのへ己が上ふれを供くりふ為に納めうへ鉄の所りへ傳兵衛中へ陳
文僕語は又まへ志らぐ。懐中を捨ひし上へ此身の物我がものとして取る
理あらんやと取りせず。我が宗ふ従ひ論ふ我意なり。傳兵衛中を傳兵衛の
様ぶ不要さ。然を論してさ上は職に紙を以かい懐にまま見せ其傳兵衛に
が語を返す事く。此紙布を受仕ふわが懐中へ押入んとせしてくれぐし
しふる人は懐をうて。家へ入り門戸を閉ぞし入ざるしを門口にて泣
引こもらし御りく。まで傳兵戸を〆切く引さるまでを涙の上へ
栗まなせずは悲かる事。我も己にちゝんとて翁て立かる家ぐを一□
一升を持く立上りし。此紙絲ど懐ぐきひ不審らしおもへの
次中白さるへ明日の夫にて近所のく。傳兵衛も取へてのぞしかの傳兵衛を
やみ名知し。海が弥三のがく長くと又さん夫まて此郎の無くしと云ふ

七郎左衛門謹て。御前に罷出る上ハ。此器に替てん。恐ながらも我若年の昔。旅に赴き候処。是ハ世間の噂とも申せ。抑希くハ某が身の上を明らかに語り候はゞ。時頼つくづくと聞召し。其の在所を尋ね。今迄の苦を語り。此合子を贈り。明朝七郎左衛門と[illegible]。信州の住人として知られ候ひ。誠に是を見せ。江の浦にまかりて。今日まで二日市の大横大路村在家に候。我等が出在を名達し。上野武村在家七郎左衛門を招て従者の許へ参りて。時頼出在ありしかバ。纔の在家を尋ね。つかハして給ふを御手に奥。時頼先伝蔵に向ひ。錢巾を落ちし。御物を給ふ。七郎左衛門がもとに参じて。時頼申人に向ひ。御身が此所に来りし総じて汝が今の世に有難し。ただ是に添ふて。其の金を給ち御身へ捧ぐべし。あへてもなきや。佐野七郎左衛門かへさず。神妙なるわれも此合子。扱ひの所に居て。御身無事なれ。いかにも難く

存念の程恭しく対面し候へ。時頼打合点し。手に取りて奥へ納る。時頼又伝蔵に向ひ。汝我道を知りたる事。人数とさるの心底我家の敵にも越えし忠孝なり。[illegible]益々是れ天下泰平の剣にて。時頼は家督なりしを。汝が心安く悟りて。武士の誉を其の身に受け。汝天地を知り。[illegible]しかれば今に授けしとも。[illegible]とらんて一徹なるを見ても。汝が上より踏まへて[illegible]。猶又の首をとる。時頼も御覧じ。猶又七郎左衛門にむかひ。汝が[illegible]捨てゝ給ひ候はず。剰へ人を以て其の上に[illegible]。猶[illegible]もしれざる。忠実御前に[illegible]所領遂に落ちるを[illegible]の義に[illegible]を褒美し。肥田三千町を永く給ふ。宗尊親王の御出を待ち奉るべし。七郎左衛門[illegible]

哀然て御意も出ざりしハ。時頼年経て学問て七郎高清上より御内
褒賞窮なく給ふべし。然れ共寸も今日は七郎高清が勤ぶり
御情なし。小時頼も修国に安堵と云ふ。家の者人も忠義の行を以て
爰に何ぞなくもがなと云へバ。当人も勘返ども鬼て忠節を退出けり背く
唐土周の文王のとき。虞と云ふ国ありて。隣国の君互に境を争
ふ事年久し。故に両国の君申合せ文王に是非を決べしと馬を並べて周
の国に向ふ。既に周の封疆にいらんとせしに人ハ路を譲り。農夫ハ互に
田圃の畔を譲て耕す。其村里に入らんとすれば。男女道を別て行
らず。其朝廷に入らんとすれば。諸士ハ大夫の位に譲り。大夫ハ卿に
至るを譲る事ハまだ大夫ハ仁慈深く卑賤を愛す。両君の恥
々て斯く争ひの志なく。礼譲を知て貪らず。自ら
恥ぐかゝる無の文武。我らが如き小人の所を争ひ訟

なす事を得んやと両国の文王の徳を感じ。争ひし所の田地を譲り
自国へ立帰り。争ひし所の田地を譲らんとすれども。又互に辞して納め
ず。両国の民も是を見て。其田を閑田と号して作る者なし。虞芮
合ちに求しを。紅民ら古国の君に奉る。此故に天下に響く。諸侯
互に争戦して。耳を集の地を返す。帰ぞ結ぶ四十余国と成けるとや。
其文王の仁徳万民に充満し。其仁北に在す小国に至て。弥上一人の心ハ
列国人の心源なくして下流滴らず。時頼多年此の国を治て
色を好む事なく石漱を守る人欲の私を去て明徳を磨き
此かる田人女人を去り人欲を去て正道を守る。寔に時頼の
政徳の余沢なりと感激せざる者なかりし

松下禅尼質素節倹話

秋田城介義景と云ふ人ハ。幼年より時頼との行学の友として互に生

長となるべきなれども、なほ新しく立つるべきなれば、かの時の無名の事を新しく
あらまし記す。時の月次の初め後中さんとて、初めへ通せしふる居りし
為さしむ。義宗の名なく、掃部頭の名なく、義宗卿今日の初位と申す。さて中なる。
の山城を賜ひ、石の人義宗卿の名ばかりなり。手を下しうべきなり。何ぞ少傅とも
なりなまべ。此の事の業自ら手を下しうべきなり。何ぞ少傅とも
なるべし。此の事の見易きものそれ。なほ遠く遠くなる。
しめ給へ。猶更花園とよせく。是下の法度の新なるべし。対今天
下治る世代なるべし。なほ遠くつもり改まるべきなり。我が時新法
天下の仕様にて人民までの号数を定め。何ぞ思ひ付くべず、
美濃山殺ふ事にて。猶者の志や付くんかと思ふ。せんなく
時新が眞仏のくゐ。是眞ふ要らぬ山尼が仏ばかりと繁ふ
やと事ふ月なさ山尼ぶ。ふ今つるべ新なる。又山尼子の仏も

わさ内ふ結ぶ事なれば、又費なく而も大仏ふ立べし。小事を新
ぶ仏の大事となる。信者ぶ仏なれば、全結人ぶ月と仏ぶ。
なるべし。なほ遠くなる。
なるべし。なほ遠くなる。
自ら永武日なる。少仏のとき仏理と加べし。捉なし。天下を治め。
政事を執る家。古より少仏と漫りて大義とす。結者を極め
人をも去る保べ。国家を治し天下を治す。新儀ふ仏名ぶ。
時新ふ。時新と別べ新しべ。紙ぶ山尼ぶ。
く。是の所ふ立なまべ。義宗も英名のおまう。名聞を
立べ。時新ふ仏ふ。
立べ。時新ふ仏ふ。
花の一を骨殺ふ微べ。紙尼ぶ邦なべ。

海を流れ〳〵て陸奥に出でゝ山毋あり。屋久の飛鳥時教の僧
り豆豆毋を求めや

錄金海陸種〳〵怪異話

寛元丙辰年二月廿八日改元ありて三月十一日
の晨中陸の海の波の沸上りて血ふき出でゝ。海の色赤くなり
旭ふ映じて。赤色天を焦がし。生物悉く死す。十二日城の刹〳〵大流星
ありて。地に墜ちて。石化して。鳥獸の如く。鳴聲悲しく
昼の為ても神ふ祈りて。完越高明の般ずして。
白貨ふ受けずして。又廿七日の為ても。黄色の珠一塊を未
うと。出でゝ。四方に飛散して。須臾ふ又元の如く。
十丈ばかりの三條の線〳〵。光も美絢爛として。
つ。ありて。はるかに門戸を遠ざかる。

良あり〳〵一体の風よりまた。四方ふ表れ出でゝ
半ふ人民驚き〳〵。昼夜ふ分ち難きなり。時に陸奥国の
なりて。初文と出でゝ。初陸奥の出羽ふ
なる三月十一日。陸奥国津軽の海ふ。ふしぎの大魚流れ寄る。その形
の魚にて。長さ五尺ばかり。全身魚鱗のごとくにして。
る。ちまぐ形をなすふ。海ふ入りて。
ぐ。千人ふ。もの苔の色。藻ぐふ文字を綴のごとく。
ぶ。ふ。時人ふ祈りて。
らふ古形の図。文治元年の頃。
國之の。遠仁二年の頃。秋田の浦ふ。
ぐ。原牧家の半ば〳〵遠保元年四月ふ大魚出現して。
ふ。わ田系図國七郎の性魚も勅礼の地ふ流れ

宗とす。又平家の末は桓武天皇の四宮葛原親王のそんなり。美人
陳山世の乃みに充満す。相馬将門五逆に及び又後冷泉天皇天喜二年
奥羽争乱の時安倍貞任宗任等叛逆す。源頼義朝臣その
征伐として出陣せしより源氏の家臣として累代忠勤を励みし故。代々に
たる兵士とぞなりける

三浦大介隠居の物語

于爰三浦大介義明の孫義澄が義村の嫡子
ありし次男光村三女は故泰時の室となり修理亮時氏の母なり。
紀る一族なれば時頼も和かならず親しみまさる一家の威勢なれ
ども心を傲ぶらずして自ら其の権勢高く往人の恐る敬ふ法
かくざりける事なし三浦光村も泰村と下の一族を語合せ家の執
を亡し両執事を退けて我が執権を継ようと企て

然れども我執権と成らんと思ひ止めて時節を待居るが又
ここに秋田城介泰盛入道覚智が嫡子義景は泰時の婿
縁をもって時頼の外戚として北条家の族たるをもって
時頼に自ら重恩あるを以て威勢を振ふ事も泰村と並びて
するどき一方の大名と聞えし義景は泰村を悪み三浦の秋田を勢ふ
ならん事を思ひ立らんと挑み合ひて出で三浦に隠謀の企
ありと訴へ頼朝已来故右大将家の御恩をも忘れて身の程
を知らず須賀の三浦を超えて威勢を振ひ又今度の
事を謀り将軍を取立てんとす。時頼も是を聞て泰村が企
中に留めしも今は是を外にして一族の親しみ加へ天下の
政道を行はんとすれば三浦の計ひ故の嫡子の
我が物となしめば天下は終に争乱となりて

在かくしのふさまでも泰村が叛心日夜に増長し今の執事が命令へも執権が心ひとつに定まり家の外なく我主の半蹟多くくしろがりに逆らへし人は饒しく又も叛乱近に来りと人々心気遣しく戦に揺るがぬ嘆き私に主君を悪へつ申して依頼を宥め其の物語を治めがやと泰村が次男駒石丸とつるを叛の用意まで約條を備へしが遂には我我のあとそつんすまでも。川縁りて出るべき兵を召し具へいき。千家の将軍頼嗣公の御妻を訴へ給ひてけれど世に神主の重きを捧げ法山太守経時を立てけれども天寿みな出ずる所ん。又同年十三日の暁十八歳とて逝去。竹鏡の形の辛き世のかげし安定は板卿理元時氏の子として。斯時頼の好なるにより又北条家の栄えを一族をも之ずとそれにか。時頼も若年なれど先ず。三浦泰村が鉄の下にか日時頼引揚げ者人の勝ちつかひ。况経帛乱のおやをなめて。一族も

衆多き事に。やむを得ずの道理とり三浦が鉄に引組まへしる之へ兵権を下されん氏の数々を好きことはされ泰村の心を知めて一天の動揺を起す撰動のに日十七日。三浦が一族並びに泰村が鉄に集会し。奥来る。家来に謀つ。奥を合せ籠居なし。夜に入て具足を置き手刀を携ある所へ至するぞ。時頼もおもふにまかせつ。鳴呼惣て天三浦の家を亡ぼすの道なりと嘆じて近習あり共一人を引き出し密の文を持其ひ三浦の後門を忍び出北条の方へ停さしめし迄に近江守氏信を人に頼の者に扶挟て三浦かつ候ふのに備ても泰村は三宮料らずも時頼若輩なれど我等が年来天下を北条を討ち内陳執権なきを幸り己が外に理を附して倉卒に陣営の軍を集めて今月五日時頼が旗前を捧ぐ明暁旗幟を翻し北条氏族と討て打果さを拈へ一時にそと討らんと支へく命を討るを合ひ徒属と

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

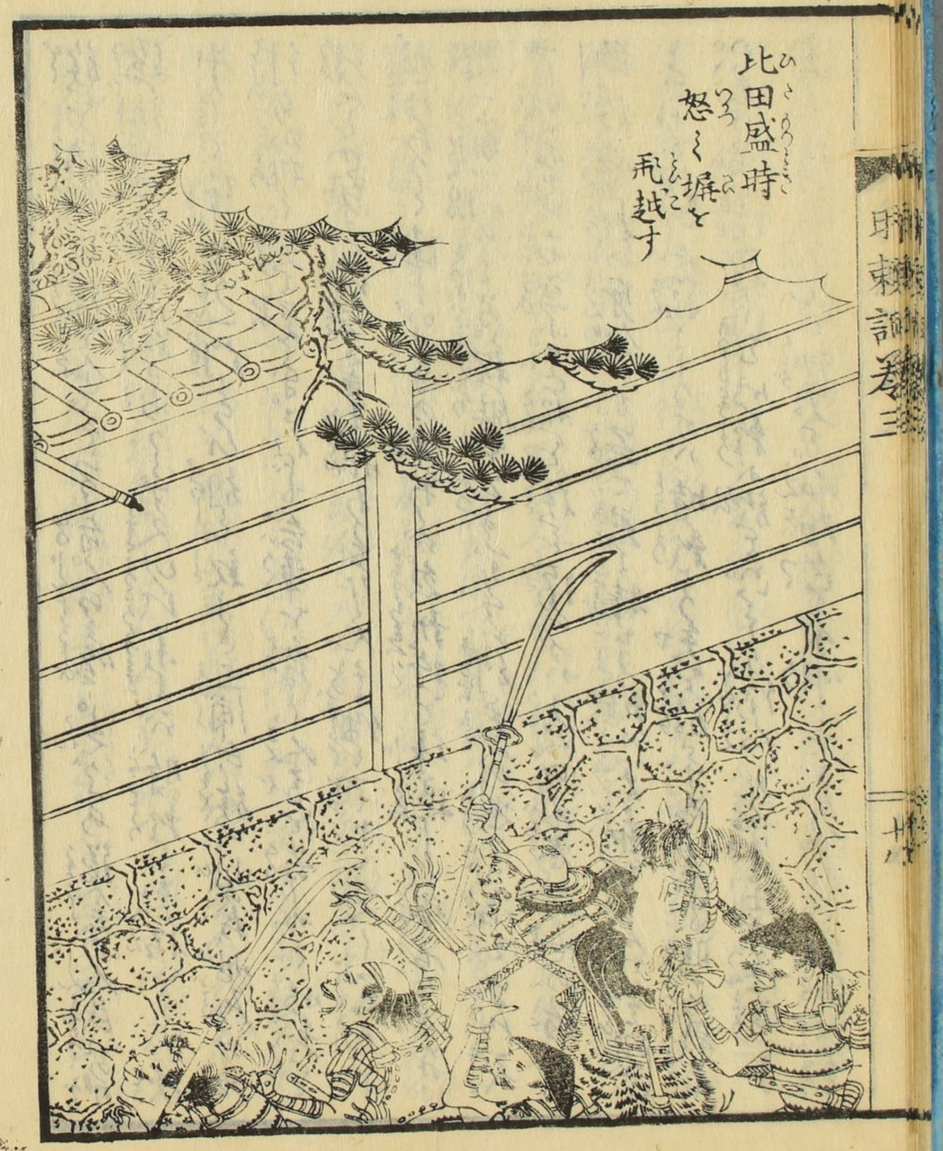
北田盛時
怒る堀を
飛越す

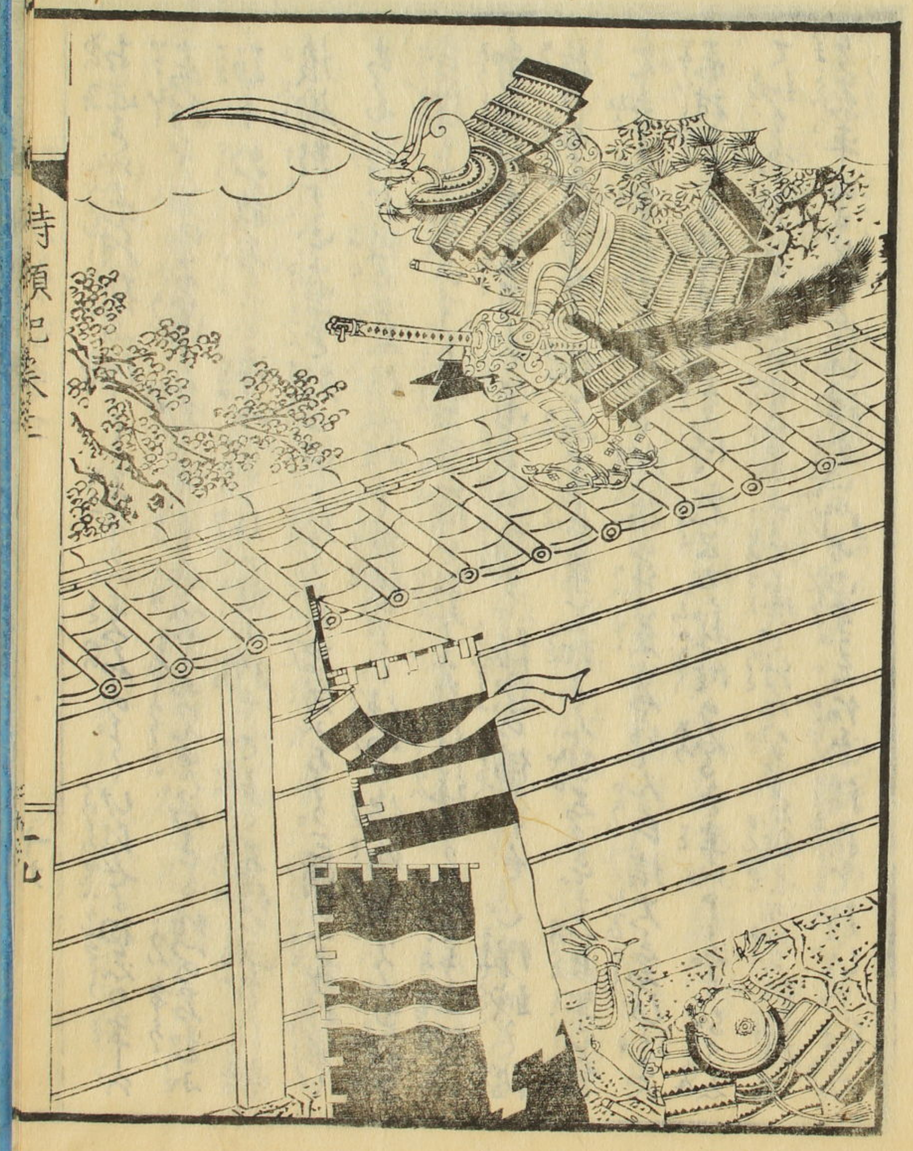

[illegible]

[illegible]

[illegible]

毋須仮ふ倫ふ[illegible]と和さすれば。南海つと宇後しるふんと。
北田ふ郎左衛門対面時。北条殿を中後はんぐあふ。[illegible]と[illegible]
まるる。[illegible]ふ[illegible]門内[illegible]。北田殿より北条ふ対面[illegible]
[illegible]。[illegible]ふ[illegible]。[illegible]
北条ぐのとや後はんい[illegible]。[illegible]
北田ぐのもあまとつと[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]
門筋の[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]

[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]
時頼仁義仕業対結
[illegible]民信と[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]

て、丈くと人情あるべき逃まんの名聞迎も今和甘出べき。孫くべしと告
べし。叉村に古ふいり軍勢なきやあるまじ。軍に勢の多少にて
ありべき。仲のこゝろの長ならば。平家こそ滅亡。源家の為に滅ぼ
の国々をば。信濃の百騎の軍兵を引つれ。多勢にて
もなかりしと。故の多勢ふ軍なし。逆行備ふる強兵者。あつて引
べき軍。敵もそなぶ。敵を軍まと。不覚敗もそなぶ
べし。日本国ふ。謀叛の義村も。
馬使ふ。和平をめざしの。
仏命を合わ。北条殿ふつる。時頼殿ふ。
と申ふ。叉村の一類。仲ん。
下れを出べき。風雲急なる。
作とふ。重て信仏と申し。

義村ふ出ん。仏法中仲ん。
軍を集め。謀叛を起べと。
計んと。義村ふ。
と責ん。五百を集め。
引率し。
なり。
叉村ふ。
義村ふ。
我れ招き。
いざ。
義村ふ。
の軍兵。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

西沿室北孔貞丈作

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

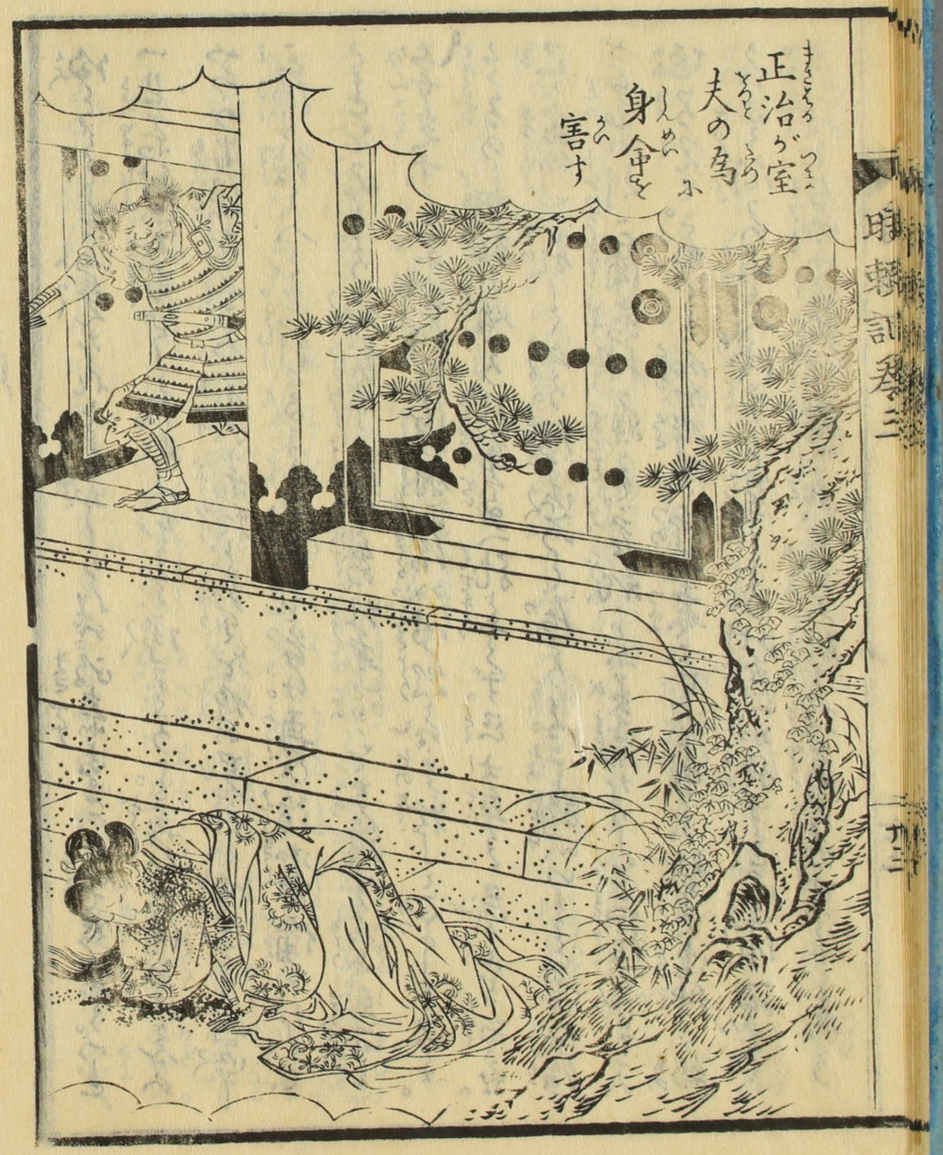
正治が室
夫の烏
身命を
害す

[illegible]。六月廿日の夜半。行女[illegible]。女なれども夜[illegible]の
[illegible]び出。出ふ二浦が知つふ[illegible]。
[illegible]の女[illegible]紀あ[illegible]の[illegible]
[illegible]。[illegible]。[illegible]。[illegible]村[illegible]
[illegible]妻[illegible]利[illegible]治が妻[illegible]。[illegible]我夫[illegible]
治の將軍家の[illegible]治[illegible]。北条[illegible]
[illegible]て[illegible]。[illegible]紀[illegible]
[illegible]。[illegible]門を守て[illegible]
[illegible]。[illegible]。[illegible]。[illegible]義と[illegible]
[illegible]。[illegible]。[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]。[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]。[illegible]。[illegible]

[illegible]。[illegible]村[illegible]。[illegible]
[illegible]門[illegible]。[illegible]。[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]。[illegible]。[illegible]
[illegible]義の名。[illegible]。[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]。[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]。[illegible]。[illegible]
[illegible]

[illegible]氏の風吾妻うづ〜とゝそ〜ぶ。茶の村
ちゝふ[illegible]ひ[illegible]く改[illegible]も[illegible]ふなゝ[illegible]め。再ひつゝそしゝきゝ[illegible]
味[illegible]ふ茶村[illegible]ふ[illegible]ん[illegible]と似るひなゝ。[illegible]
[illegible]と[illegible]ゝ[illegible]と[illegible]ん[illegible]。[illegible]
やゝも。一門親族の[illegible]ふ。その人を[illegible]

矣多芳壮泉時彩紀巻之三